

議案第42号

大阪市雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

大阪市雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置に関する基準を定める条例（平成25年大阪府条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」という。）<u>第38条第3項及び第45条第1項</u>の規定に基づき、特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成16年政令第168号）<u>第9条</u>に規定する技術的基準に適合する雨水貯留浸透施設が存する旨を表示した標識及び保全調整池が存する旨を表示した標識の設置に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(雨水貯留浸透施設の標識の設置に関する基準)</p> <p>第2条 <u>法第38条第3項</u>の標識の設置に関する基準は、特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成16年国土交通省令第64号。以下「施行規則」という。）<u>第27条</u>に定めるところによる。</p> <p>(保全調整池の標識の設置に関する基準)</p> <p>第3条 <u>法第45条第1項</u>の標識の設置に関する基準は、<u>施行規則第33条</u>に定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」という。）<u>第17条第3項及び第24条第1項</u>の規定に基づき、特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成16年政令第168号）<u>第8条</u>に規定する技術的基準に適合する雨水貯留浸透施設が存する旨を表示した標識及び保全調整池が存する旨を表示した標識の設置に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(雨水貯留浸透施設の標識の設置に関する基準)</p> <p>第2条 <u>法第17条第3項</u>の標識の設置に関する基準は、特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成16年国土交通省令第64号。以下「施行規則」という。）<u>第17条</u>に定めるところによる。</p> <p>(保全調整池の標識の設置に関する基準)</p> <p>第3条 <u>法第24条第1項</u>の標識の設置に関する基準は、<u>施行規則第23条</u>に定めるところによる。</p>

<p>(施行規則等の改正に伴う経過措置)</p> <p>第4条 施行規則（施行規則を改正する省令を含む。）の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している<u>法第38条第3項</u>の標識又は<u>法第45条第1項</u>の標識が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。</p>	<p>(施行規則等の改正に伴う経過措置)</p> <p>第4条 施行規則（施行規則を改正する省令を含む。）の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している<u>法第17条第3項</u>の標識又は<u>法第24条第1項</u>の標識が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年2月10日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

特定都市河川浸水被害対策法等の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。